

日露協約ノ件筆記

大正五年六月二十九日

国立公文書館
利用上の注意

秘密院会議筆記及び同委員会録は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されますので、引用等発表に際し著作権法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

2 A

15-9

①D 386

樞密院會議筆記 日露協約一件

目録

大正五年六月二十九日午前十一時七分開議
聖上臨御

出席員

議長

芳川副議長

大臣

大隈總理大臣 五番

尾崎司法大臣 七番

加藤海軍大臣 十番

石井外務大臣 十三番

大島陸軍大臣 十四番

顧問官

細川顧問官 十八番

河瀬顧問官 十九番

九鬼顧問官 二十番

蜂須賀顧問官 廿二番

伊東顧問官 廿三番

金子顧問官 廿五番

末松顧問官 廿六番

清浦顧問官 廿七番

南部顧問官 廿八番

都筑顧問官 廿九番

三浦顧問官 三十番

濱尾顧問官 卅一番

花房顧問官 卅二番

菊池顧問官 卅三番

曾我顧問官 卅四番

小松原顧問官 卅五番

穗積顧問官 卅六番

安廣顧問官 卅七番

岡部顧問官 卅八番

闕席負

議長

山縣議長

皇族

貞愛親王 一番

載仁親王 二番

依仁親王 三番

大臣

武富大藏大臣 八番

河野農商務大臣 十番

箕浦逋信大臣 十一番

高田文部大臣 十二番

顧問官

松方顧問官 四番

福岡顧問官 十六番

樺山顧問官 十七番

杉 顧問官 廿一番

黒田顧問官

委員

高橋法制局長官

幣原外務次官

報告員

有松書記官長

書記官

清水書記官

二上書記官

入江書記官

議長(芳川)

唯今ヨリ開會シ今由御諮詢ノ日露

協約ノ件ニ付第一讀會ヲ開ク議案ヲ朗讀セ

シム

(二上書記官朗讀)

報告員(有松)

本件ハ昨日御下付アリタルヲ以

テ書面ヲ以テ審査報告ヲ為シ得サリシハ遺

憾ナリ本件ニハ公示協約ト秘密協約トノ二

案アリ抑東洋平和維持ノ為ニハ現ニ日露協

約日英協約等ノ在ルアリ就中日英協約ノ效

力大ナルコトハ既往ノ事實ニ徴シ又現ニ日
 英兩國ノ交際益親密ヲ加フルヲ見ルモ明ナ
 リ然レ氏日英協約ト相俟テカアルモノハ又
 日露協約ナリ本件ハ今回此ノ日露協約ヲ補
 足シテ日英協約ト併行フテ極東ノ平和ヲ維
 持セムトシテ兩國當局ノ意思合致セルモノ
 ナリ而シテ公示協約ノ内容ハ兩國ノ一方ハ
 他方ニ對抗スル政治上ノ協定又ハ聯合ヲ為
 ササルコトヲ約シ又一方ノ極東ニ於ケル領
 土權又ハ特殊利益カ侵迫セララルトキ其ノ

擁護防衛ノ為措置ヲ協議スルコトヲ約スル
 ニ在リ又秘密協約ノ内容ハ從來ノ三回ノ協
 約ヲ基礎トシテ兩國ノ協力ヲ一層有效ナラ
 シメムトスルモノニシテ其ノ主眼トスル所
 ハ支那ヲシテ第三國ノ政治的掌握ニ歸セシ
 メサルコトニ在リ而シテ兩國ノ一方ト第三
 國トノ間ニ宣戦アリタルトキハ他方ハ援助
 ヲ與フルコトヲ約ス但シ之ニハ條件アリ第
 一戦争カ支那問題ニ因ル場合ニ限ル第二兩
 國合意ノ上ニテ採リタル措置ノ結果開戦ア

リタル場合ニ限ル第三援助ノ請求アリタル
場合ニ限ル第四援助ヲ與フル國カ其ノ同盟
諸國ヨリ援助ヲ保障セラルル場合ニ限ル而
シテ此ノ第四ノ條件即第四條ノ規定ハ本案
ノ日英協約ト背反セサルコトヲ明ニスルモ
ノナリ本案ノ有効期間モ大體日英協約ト同
一ナリ尚當局ノ説明ニ依レハ英佛兩國政府
ニ於テモ本件ノ成立ヲ歡迎シ居ル趣ナリ其
ノ他本件成立ノ動機目的經過順序等詳細ニ
聞キタレトモ本席ニテハ國務大臣ヨリ責任

欄
端
際

アル説明アルコトナラムト考フルカ故ニ略
ス要スルニ本件ハ兩案共此儘可決セラレ然
ルハキモノト思料ス

右謹テ報告申上ク

五番(大隈)

本日御諮詢ノ日露ノ公示協約及秘

密協約ニ付テハ外務大臣ヨリ其ノ經過内容
等詳細説明アルヘシ其ノ上尚疑アラハ御實
問ヲ乞フ本件ハ兩國間ニ於テ商議ニ四ヶ月
モ經過セリ露國側ニ於テ調印ヲ急ク様ナレ
ハ速ニ可決アラムコトヲ望ム

十三番(石井) 本案ノ經過及内容ニ付御参考ト
 ナルヘキコトヲ申上ケム兩國間ニハ既ニ三
 回ノ協約アリ漸次親密ヲ進メシカ今回戦争
 開始ノ後ハ益親密トナリタルハ同慶ノ次第
 ナリ然レトモ此ノ關係ヲ一層満足ナルモノ
 ニスルニ非サレハ困難ナル事情ヲ生スルノ
 虞アリ即チ露ニ於テハ日本カ獨國獨國等ト
 合同セムコトヲ恐レ又帝國ニ於テモ露國カ
 獨國等ト接近セムコトヲ恐ルルナリ特ニ獨
 國ハ支那ニ於テ露國ト合同シテ日本ヲ驅逐

シ更ニ日本ヲ征伐スルノ考ヲ有セリ現ニ露
 獨兩國皇帝會見ノ際獨帝ヨリ兩國共同シテ
 支那ヨリ日本ヲ驅逐スルノ案ヲ提出シタリ
 シモ露國大臣ノ排斥シタル為メ廢案トナレ
 ルコトアリ而シテ今回ノ歐洲戦争ノ為メ日
 本ヨリ露國ニ武器ヲ供給スル等赤誠ヲ示シ
 タル結果日露兩國ハ彌接近スルニ至レリ會
 先般露國大公ノ來朝セララルルアリ之ヲ機會
 トシテ兩國當局者間ニ商議ヲ開キ其ノ結果
 本案ノ成立ヲ見タル次第ナリ其ノ内容ハ先

刻書記官長ノ説明ニテ詳ナリ公示協約ノ第一條ハ新シキ事項ニシテ第二條ハ從來ノ協約ニモアルモノナリ秘密協約ハ歐洲戦争後ノコトヲ憲リタル結果ナリ土耳其ハ獨國ノ政治的掌握ニ歸シ政治上軍事上自由ヲ失ヒ總テ獨國ニ盲從セリ若シ隣邦ニ土耳其ノ如キモノヲ生セハ帝國ニ取リテハ一大事ナリ戦争開始前獨國ハ廉價ヲ以テ武器ヲ支那ニ賣込ニ日本ト競争ヲ為セリ其ノ結果日本武器ノ需要ハ減少ニテクルツポノ武器ハ大ニ

其ノ需要ヲ増加セリ又支那陸軍ノ教官モ日本人カ解雇セラレテ獨人カ之ニ代ハル傾向ナリ土耳其ノ現状ヲ見且戦争後ニ於ル東洋ノ狀況ヲ察スルニ獨國カ東洋ニ於テ活動ニ支那カ第二ノ土耳其トナルカ如キコトハ之ヲ防カサルヘカラス此ノコトハ露國側ニ於テモ大事ナリ獨國カバルガン土耳其波斯ノ方面ヨリ支那マテ其ノ勢力ヲ扶殖セリ露國遂ニ獨國ノ包圍スル所トナルヘシ斯ノ如ク支那ヲシテ獨國ノ掌握ニ歸セシムルハ兩國

ノ黙過シ得サル所ナルヲ以テ斯ノ如キ虞アル場合ニ於テハ兩國意見ヲ交換シテ相當ノ措置ヲ採リ其ノ結果戦争トナレハ相互ニ援助ヲ為スコトニ定メタリ即チ一ノ同盟ト謂フヘキモノナリ而シテ露國ト獨國トノ間ニ開戦スルモ日本ハ直ニ露國ヲ援助スル義務ナシ先ツ英國ト相談ニ英國ヨリ相當ノ援助ヲ與フルノ保障ナキトキハ右ノ義務ナキモノトス露國ニ於テモ其ノ同盟國タル佛國ヨリ援助ノ保障ナキトキハ右ノ義務ナキモノ

ナリ此レ新シキ規定ニシテ他ニ例ナキ念入ノ條項ナリ支那カ第三國ノ手ニ入ラムトスルトキハ日英協約モ働クヘキモノナルカ故ニ英國ノ保障ヲ俟テ援助ヲ與フルコトトセリ要スルニ本案ハ日英協約ノ精神ト其ノ根據ヲ同クスルモノニシテ日英協約モ本案ニ依リ益鞏固トナリ兩協約ハ互ニ補足トナルモノナリ仍テ日露兩國當局ノ意見略一致セシトキ其ノ大躰ヲ英佛兩國ニ通知シタリニ兩國共ニ満足シテ之ヲ迎フト答ヘタリ露

國外務大臣ハ目下病氣ニテ轉地静養ヲ要ス
ルカ故ニ本案ノ終了ヲ俟テ直ニ發見シ度シ
トノコトナリ願クハ速ニ可決アラムコトヲ
二十三番(伊東) 本案ハ緊急ノモノナルニ拘ラ
ス調印前ニ諮詢ヲ奏請セラレタルハ極メテ
正當ノ措置ナリ單獨講和ノ問題ノ際ニ於ケ
ル總理大臣ノ約束ヲ實行セラレ且本院官制
ノ明文ヲ尊重セラレタルハ満足トスル所ナ
リ本案ノ内容ハ戰役ニ於ケル諸國ノ興廢ヲ
察シ我國策ヲ講スルモノニシテ之ニ依リテ

日露兩國ノ關係ヲ益親密ナラシムルノミナ
ラス其ノ明確ノ度ヲ高メ度シトノコトナリ
本官ハ東洋大局ノ上ニ於テ全幅ノ同意ヲ表
スルモノナリ日英同盟トノ關係ニ付テハ本
件ハ右同盟ニハ毫モ影響ナク右同盟トハ何
等矛盾ナシ秘密協約第四條ニ依リ英佛二國
トノ交渉ナクハ軍事的援助ナシトノコトナ
リ唯書記官長ハ兩協約ハ併行スト云フモ併
行ニ非スシテ本案ハ日英協約ノ範圍内ノモ
ノト思料ス當局者ハ唯今兩協約ハ相互ニ補

是スト云ヒタリ往復文書ヲ見ルニ非サレハ
明瞭ナラサレトモ當局者ノ説明ニ信賴シテ
可ナラム一事注意マテニ述ヘタキハ秘密協
約第五條ノ施行期日ノコトナリ日英協約ノ
明文ハ今茲ニ持タサレトモ兩者全然同一ノ
モノナリヤ何如要スルニ本案ニ付テハ賛成
ヲ表ス全會一致ヲ以テ可決ヲ希望ス
二十六番(末松) 本案ニハ賛成ス然シ質問シ度
キコトアリ本件ニ附随シテ別ニ滿洲ニ關シ
何等カノ協定ナキヤ坊間ノ風評ニ依レハ鐵

道武器等ニ關シテ何カノ協定アルモノノ如
シ一應詳シク説明ヲ乞フ此レ本負一人ノミ
ノ希望ニ非ス
十三番(石井) 先ツ伊東子爵ノ質問ニ付テハ本
案ニハ千九百二十一年七月十四日迄有效ナ
リトアリ日英協約ハ千九百二十一年七月十三
日ノ調印ニシテ之ニハ調印ノ日ヨリ十年間
有效ナリトアルカ故ニ日英協約ハ千九百二
十一年七月十三日迄有效ナリ多少ノ差異アリ
ルヲ以テ之ヲ一致セシメムコトヲ希望セシ

モ其ノ差異ハ左程大ナラサルヲ以テ彼ヨリ
提案セシ通十四日ニ同意シタル次第ナリ
次ニ末松子爵ノ質問ニ付テ答ヘハ滿洲ノコ
トハ質問アラハ申上ケムト思居タリシナリ
本件ニハ直接ノ關係ナキコトナレトモ同時
ニ商議ヲ行ヒ今ヤ意思ノ合致ヲ見ムトシツ
ツアルモノナリ露國ハ昨年来日本ノ軍需品
供給ニ付テハ上下大ニ謝意ヲ有シ此ノ念ヲ
表明セムカ為メ或ハ滿洲ニ於ケル其ノ鐵道
ノ一部ヲ割讓セムトノ諷刺アリタリ先般大

公来朝ノ随員ノ言ニ依ルモ感謝ノ念明ナリ
シヲ以テ日本ノ希望ヲ述ヘハハルピン以南ヲ
貫度シト談シタルニ彼ハハルピン以南全部
ハ應シ難ケレトモ第二松花江以南ヲ讓ラム
トノコトニテ既ニ露國大臣ハ皇帝ノ勅裁ヲ
得タリトノコトナリ然シ詳細ノ點ハ未タ決
定セス第一代價カ未定ニシテ今露國大蔵省
ニ於テ調査中ナリトノコトナリ又松花江ノ
通航權ノ問題モアリ通航ハ支那人又ハ露人
ニ限ルノ條約アルヲ以テ今回ノ機會ニ於テ

此ノ問題モ出タリ露國ハ日本ノ勢力範圍内ニ在ル松花江ヨリ手ヲ引クコトトスルノ案ヲ彼ヨリ提出シ来レリ即チ之ニ付テモ露國ノ承諾ヲ得タル次第ニシテ露國承諾セハ支那ニ異議ナキコトハ北京會議ノ議定書ニ在リ故ニ結局松花江ノ通航權モ得ルコトトナリタル次第ナリ松花江ノ沿岸ヨリハ莫大ノ農産物ヲ出スカ故ニ松花江通航權ノ獲得ハ鐵道ノ讓受ト相俟テ莫大ノ貨物ヲ我ニ於テ運送スルコトトナリ多大ノ利益ヲ得ルコト

トナルヘシ從來右ノ穀物ハ總テ浦塩ヲ經由スルコトトナリ居レリ以上ノ露國ノ好意ニ對シテハ日本ハ國防上支障ナキ限り武器ノ需要ニ應スルコトトスル積ナリ

二十五番(金子) 今回ノ協約ハ第一兩國ノ友好關係カ精神的ニ表明セラレ三十七八年戰役ノ創痍ヲ除キ大ナル利益アルモノナリ本負ハ全然賛成スルモノナリ尚唯今外務大臣ノ説明ニ依レハ松花江以南ノ鐵道ヲ讓受クルコトトナリ且松花江ノ通航權ヲ獲得スルコ

トトナリタリトノコトナリ此ノ物質的利益
モ莫大ニシテ今固ノコトハ實ニ外交史上稀
ナル事例トス深ク成功ヲ謝ス此レ本負ノミ
ナラス他ノ諸君モ皆同感ナラム東洋ノ平和
ハ之ニ依リテ確保セラルルナラムト信ス願
クハ全會一致ヲ以テ可決アラムコトヲ
議長(芳川) 異議ナクハ第二讀會ニ移ル朗讀ヲ
省略ス
議長(芳川) 異議ナクハ第三讀會ニ移ル朗讀ヲ
省略ス本案賛成ノ諸君ハ起立ヲ乞フ

全會一致可決

入御

午後零時十一分閉會

副議長伯爵芳川顯正

書記官長有松英義

書記官

二七六名

入江貫一